

## 1 概要

近時、Apple Vision Pro、Meta Quest 等の空間コンピューティング・デバイスが話題です。デバイスで処理される仮想空間では、現実世界と同様のサービス提供や商品取引が行われ、これらを保護するための商標が登録されています。そのような環境の下、欧州知的財産庁（以下「EUIPO」という）は、異議申立の審理で、**仮想空間の商品（以下「仮想商品」といいます）と現実世界の商品との関係性**を明らかにしました。本稿にて紹介致します。

## 2 仮想空間と仮想商品



仮想空間は、「Roblox」「Minecraft」「Fortnite」「The Sandbox」「Decentraland」「cluster」等、複数のプラットフォームが個別に存在しており、相互接続・運用については、検討中です。

（出典：パラリアル大阪、<https://hikky.co.jp/service/parareal>）

仮想商品は、仮想空間で取引される商品であり、仮想空間上で商品等の形状を表示するためのデジタルデータと定義されています。仮想商品は、非物理的な存在であり、各国の商標法では、現実世界の商品と異なる運用がなされています。例えば EUIPO では、現実世界の商品「Class25 clothing」を仮想商品とする場合、「Class09 downloadable virtual clothing」等の、別の Class での指定を要求しています。日本の特許庁も、同様の運用がなされています。

## 3 EUIPO での異議申立

### 3. 1 申立の概要

2023年7月18日、ARTESSENCE FZC（以下「異議申立人」といいます）は、VINICIO S. R. L の出願商標「**VINICIO**」（欧州連合商標登録出願第 18 790 458 号）に対し、異議申立を行いました（EU 異議申立番号 B 3 199 946）。

欧州連合商標出願	異議申立の引用商標
欧州連合商標登録出願第 18 790 458 号 <b>VINICIO</b> 商標】 出願日】2022年11月4日 名義】VINICIO S. R. L（高級ファッションブランドを専門とするイタリアの百貨店） 区分】 Class03：石鹸、香水、エッセンシャルオイル、化粧品、ヘアローション、歯科用剤、化粧品、制汗剤	欧州連合商標登録出願第 18 444 724 号 <b>INITIO</b> 商標】PARFUMS PRIVÉS 出願日】2021年4月2日 名義】ARTESSENCE FZC（アラブ首長国連邦の法人） 区分】 Class03：香水および香料；香水の抽出物；人間の消臭剤；オーデコロン；トイレットウオ

<p>[トイレットリー]、ジョススティック、ポプリ、サンエ、スキンケア、ヘアケアおよび/またはネイルケア製品を含むキットおよびギフトセット。</p> <p>Class09：仮想現实用ヘッドセット，コンピュータ等</p> <p>Class14：宝飾品等</p> <p>Class18：かばん等</p> <p>Class25：衣服等</p>	<p>ーター；琥珀 [香水]；香水および香り用のオイル；個人用のエッセンシャルオイル；化粧用の天然オイル；香油；ブレンドエッセンシャルオイル；香水、エッセンシャルオイル；芳香剤；ローション状化粧品；スキンケアクリーム [化粧品]；化粧品キット；マッサージジェル（医療用を除く）；ボディクリーム；ヘアバーム；香り付き入浴剤；入浴剤（医療用を除く）；化粧用バスオイル；エーテルオイル；化粧品；ヘアスプレー</p> <p>Class04：ローソク；香水ローソク</p>
<p>Class35：◆石鹸、香水、エッセンシャルオイル、化粧品、ヘアローション、歯磨き粉、美容・身体ケア用品、デオドラント、ジョススティック、ポプリ、スキンケア、ヘアケア、ネイルケア用品が入ったバッグ、キット、ギフトセットを小売店を通じて販売すること；</p> <p>◆石鹸、香水、エッセンシャルオイル、化粧品、ヘアローション、歯磨き粉、ボディ用美容・ケア用品、デオドラント、ジョススティック、ポプリ、バッグ、スキンケア、ヘアケア、ネイルケアのキットやギフトセットを、インターネット上の総合商品ウェブサイトで販売すること；</p> <p>◆石鹸、香水、エッセンシャルオイル、化粧品、ヘアローション、歯科用剤、身体用美容及びケア調製品、デオドラント、ジョススティック、ポプリ及びバッグ、スキンケア、ヘアケア及び/又はネイルケア調製品を含むキット及びギフトセットであって、通信販売又は電気通信による総合商品カタログを通じて、顧客がこれらの商品を便利に見て購入できるようにする様々な商品の提供</p> <p>◆次の商品に関する小売及び卸売（他人のために）： 石鹸、香水、エッセンシャル、化粧品、ヘアローション、歯科用剤、身体用の美容及びケア調製品、デオドラント、ジョススティック、ポプリ及びバッグ、スキンケア、ヘアケア及び/又はネイルケア調製品を含むキット及びギフトセット</p>	<p>-----</p>

◆小売サービス：仮想商品、すなわち石鹸、香水、エッセンシャルオイル、化粧品、ヘアローション、歯磨き粉、身体用美容・ケア用品、デオドラント剤、ジョusstティック、ポプリ、スキンケア、ヘアケア、ネイルケア用品が入ったバッグ、キット、ギフトセット、仮想空間で使用する前記商品に関する小売サービス。	
--	--

### 3. 2 申立の理由

以下のような関係になることを根拠として異議申立がなされました。

VINICIO S. R. L の出願商標「 <b>VINICIO</b> 」を 指定商品【第3類に係る商品】並びに 指定役務【第3類に係る商品の実店舗での小売等、第3類に係る商品の電子商取引上の小売等、第3類に係る商品の通販カタログでの小売等、第3類に係る仮想商品の仮想空間での小売等】	異議申立人の保有商標「 <b>INITIO</b> PARFUMS PRIVÉS」を 指定商品【第3類に係る商品】
の範囲で使用する行為において、混同のおそれが生じる。	

### 3. 3 決定

EUIPO の異議部は、以下の商品役務の範囲で異議申立の理由を認容し、VINICIO S. R. L の出願商標「**VINICIO**」の登録を不許可としました。

第03類：この類に属するすべての商品

第35類：本類に含まれるすべての商品。ただし、仮想商品、すなわち石鹸、香水、エッセンシャルオイル、化粧品、ヘアローション、歯磨き粉、身体用美容・ケア用品、デオドラント、ジョusstティック、ポプリ、スキンケア、ヘアケア、ネイルケア用品を含むバッグ、キット、ギフトセットに関する小売サービスは除く。

即ち、EUIPO の異議部は、異議申立人の保有商標「**INITIO**  
PARFUMS PRIVÉS」で指定された現実世界の商品と、VINICIO S. R. L の出願商標「**VINICIO**」で指定された仮想商品との間では、類似関係が成立せず、混同するおそれがない、と判断しました。

### 3. 4 決定に至る理由

EUIPO の異議部は、以下の論理付けにより3. 3の決定を下しました。

◆商品役務間の類否判断は、判断対象の商品役務が、判断対象の商標を付したと仮定する場合、同一の事業者又は経済的に関連する事業者のものであると信じるおそれがあるか否かにより行う。

◆商品役務の類否については、「商品役務の性質及び目的」「流通経路」「販売先」「生産者」「使用方法」「競合の有無」「消費者の関心」等、様々な要素を採用する。

◆仮想商品は、オンラインまたは仮想空間における取引の過程で使用されることを意図した非物理的な物品であり、仮想空間の創造と発展の背景の中で登場した新規技術の出現により特徴付けられる。

◆仮想空間における仮想商品は、新規な概念であり、これらの市場慣行が定着していると断ずることは時期尚早である。

◆「第 35 類 仮想空間における仮想商品の小売等サービス」と「第 35 類 現実世界の商品の小売等サービス」とは、商品役務の性質、目的、使用方法などに大きな違いがある。確かに消費者の観点から市場において密接な関連性があるかもしれないが、本事案についてそのような関連性が導出し得ない。

◆特許庁は、商品役務の類似性を職権で審査する権限を有する。職権での審査は、何人も知得が可能な事実、即ち一般に入手可能な情報源から知得できる事実に限られる。高度な技術的事実は含まれない。依って第 35 類の小売等サービスでの仮想商品の市場慣行を確立することは、特許庁の職権を超えている。

◆仮想商品と現実世界の商品とが、同一の流通経路を経て販売されることが慣例となっているか不明である。同一の流通経路で経て販売されることが一般的であるか、及びターゲットとなる大衆が共通するか、を示唆する証拠や論拠は、未だ存在しない。

◆仮想商品は、現実世界の商品の機能を描写し模倣し得るが、現実世界の商品と同一の存在となるわけではなく、仮想的に等価であっても、類似性を認容するものでない。

◆異議申立人から、説得力のある反論や証拠が提示されない以上、両者は非類似であると判断する。

#### 4 むすび

将来的には、現実世界の商品を販売業者が同時に仮想空間でも販売することが一般的になると思われますが、現時点では、そのような実情には至っていない、とするのが一般的な考えです。

しかし上述の考え方では、現実世界の商品を指定する登録商標が、仮想商品の範囲で無断使用されても権利侵害が成立せず、善意の権利者が保護されません。特に仮想空間には国境がないため、上記の事案が多発することが懸念されます。

過去の拙著で、現実世界の商品に係る商標権が仮想商品にも及ぶとされた、MetaBirkins 事件を紹介しましたが、このような考えを参考とする、新たな類否基準が必要である、と考えます。

以上